

平成26年1月14日 岡山県公報 第11550号

◎岡山県告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十六年一月

一日次のとおり漁業権の免許を与えた。

平成二十六年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年1月14日 岡山県公報 第11550号

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のとおり定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

岡山県知事 伊原木 陸 太

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第一号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(1) うなぎ、こい、みな、はえ、もくずがに、すっぽん、ぼら、にじます漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

岡山市、備前市、瀬戸内市邑久町、長船町、赤磐市（旧熊山町、旧吉井町）、和気郡和気町及び久米郡美咲町（旧柵原町（久木及び柵原以北を除く。））地内

4 漁場の区域 基点第一号と基点第一八号を結んだ直線から上流、基点第二二号と基点第二三号、基点第一六号と基点第一七号を結んだ各直線と基点第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第一四号及び基点第一五号の各基点から下流の吉井川、瓜生川、小野田川、金剛川、八塔寺川、大藤川、和意谷川、日笠川、初瀬川、田土川、王子川、高田川及び滝山川の区域

点の位置

基点第一号 岡山市東区西大寺浜一〇四番地地先（旧永安橋東詰下流基部）護岸に設置した標識

基点第三号 赤磐市沢原丸崎橋下流端

基点第四号 備前市三石守石橋下流端

基点第五号 備前市吉永町加賀美下細橋下流端

基点第六号 備前市吉永町都留岐大股橋下流端

基点第七号 和気郡和気町吉田猪山橋下流端

基点第八号 和気郡和氣町保曾東谷橋下流端

基点第九号 和気郡和氣町衣笠初瀬橋下流端

基点第一〇号 和気郡和氣町田土蔭平橋下流端

基点第一一号 和気郡和氣町加三方三宅橋下流端

基点第二二号 赤磐市塩木高田川起点右岸標柱

基点第一三号 赤磐市塩木高田川起点左岸標柱

基点第一四号 赤磐市滝山檜林砂防堰堤下妙見橋下流端

基点第五号 久米郡美咲町藤原藤原橋下流端

基点第一六号 久米郡美咲町飯岡字柳原田吉井川左岸旧片上鉄道下の水門中央

基点第一七号 久米郡美咲町高下吉野川左岸吉井川合流点上流の水門中央

基点第一八号 岡山市東区西大寺中三丁目二番二二号地先（旧永安橋西詰下流基部）護岸に設置した標識

5 制限又は条件

(1) 魚せき漁業の操業場所は四箇所以内とする。

(2) 長ぶくろ網漁業の操業場所は一箇所以内とする。

二 関係地区

市（旧熊山町、旧吉井町）、和気郡和氣町及び久米郡美咲町（旧柵原町）

三 免許予定期

平成二十六年一月一日

四 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間

告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第二号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(2) あまご漁業

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- (3) 三月一日から八月三十日まで
うなぎ、こい、ふな、はえ、もくずがに、にじます漁業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 久米郡美咲町（旧櫛原町）、美作市、英田郡西粟倉村、勝田郡勝央町、
津山市（旧勝北町）及び奈義町地内
- 4 漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第二二号、第一三号、第一四号、第一五号、第一六号、第一七号、第一八号、第一九号、第二〇号、第二一号、第二二号、第二三号、第二四号、第二五号、第二六号及び基点第二七号の各基点から下流の吉野川、河会川、宮地川、海田川、滝川、淀川、曾井川、馬桑川、梶並川、木地山川、津谷川、大原川、山家川、柿ヶ原川、白水川、大谷川、瀬戸川、大内谷川、河内川、川上川、真船川、引谷川、塩谷川、後山川、東谷川及び栗井川の区域
- 点の位置
- 基点第一号 久米郡美咲町飯岡字柳原田吉井川左岸旧片上鉄道下の水門中央
基点第二号 美作市滝宮天石門別神社入口橋下流端
基点第三号 美作市滝宮宮地橋下流端
基点第四号 美作市海田本妙寺榎橋下流端
基点第五号 勝田郡奈義町中島西石田橋下流端
基点第六号 勝田郡奈義町行方五九番地国道五五三号線橋下流端
基点第七号 勝田郡勝央町曾井県道猿渡橋下流端
基点第八号 勝田郡奈義町馬桑園道五三号線黒尾崎横旧国道国有林入口橋下流端
- 端
- 基点第九号 美作市右手山ノ神橋下流端
基点第一〇号 美作市右手木地山部落上堰堤下流端
基点第一一号 美作市立木林道津谷線かじか橋下流端
基点第一二号 美作市大原郡道万善美作線大吉橋下流端
基点第一三号 美作市田渕山家川と宮の奥川との合流点
基点第一四号 美作市柿ヶ原柿ヶ原用水ダム上流一〇〇メートル砂防堰堤下流

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- 端
- 基点第一五号 美作市白水岩削橋下流端
基点第一六号 美作市原字久保木町道川北田淵線岡前橋下流端
基点第一七号 美作市瀬戸萩原橋下流端
基点第一八号 美作市大内谷岩戸橋下流端
基点第一九号 美作市宮原天曳神社前宮橋下流端
基点第二〇号 美作市川上金谷部落入口県道若宮橋下流端
基点第二一号 美作市川上川上地区嘗農飲雜用水施設前砂防堰堤下流端
基点第二二号 英田郡西粟倉村大字長尾ヒカ谷部落砂防堰堤下流端
基点第二三号 英田郡西粟倉村大字影石塙谷川と山谷川との合流点
基点第二四号 英田郡西粟倉村大字大茅若杉天然林入口若杉橋下流端
基点第二五号 美作市後山道仙寺護摩堂前橋下流端
基点第二六号 美作市東谷上東谷川本流と奥山川との合流点
基点第二七号 美作市小野城見橋下流端
基点第二八号 久米郡美咲町高下吉野川左岸吉井川合流点上流の水門中央
- 5 制限又は条件
- (1) やな漁業の操業場所は三箇所以内とする。
(2) (1) やな漁業の操業場所は一箇所以内とする。
(3) (2) (1) 長ぶくろ網漁業の操業場所一箇所以内とする。
二 関係地区 久米郡美咲町（旧櫛原町）、美作市、英田郡西粟倉村、勝田郡勝央町、奈義町及び津山市（旧勝北町）
- 三 免許予定日 平成二十六年一月一日
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 内共第三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業
- (1) あゆ漁業

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

六月一日から十二月三十一日まで

(2)

あまご漁業

三月一日から八月三十一日まで

(3) うなぎ、こい、ふな、はえ、すっぽん、もぐずがに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 津山市、苦田郡鏡野町、久米郡美咲町及び勝田郡勝央町地内

4 漁場の区域 基点第一号から上流、基点第二五号と基点第二六号、基点第二七号

と基点第二八号を結んだ各直線と基点第二号、第三号、第四号、第五

号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第二二

号、第一三号、第一四号、第一五号、第一六号、第一七号、第一八号、

第一九号、第二〇号、第二一号、第二三号、第二三号及び基点第二四

号の各基点から下流の吉井川、加茂川、本山川、乙和気川、甲和気川、

肘川、広戸川、古川、蟹子川、津川川、後川、横野川、宮川、紫竹川、

皿川、打穴川、倭文川、香々美川、要田川、山入川、上森川、中谷川、

郷川、宮部川及び久米川の区域

点の位置

基点第一号 久米郡美咲町藤原藤原橋下流端

基点第二号 久米郡美咲町大戸上住吉橋下流端

基点第三号 久米郡美咲町百々福谷橋下流井堰下流端

基点第四号 久米郡美咲町百々市場橋下流端

基点第五号 勝田郡勝央町福吉福吉第二橋下流端

基点第六号 津山市新野東久本大正橋下流端

基点第七号 津山市高野本郷夜半寺橋下流端

基点第八号 津山市下高倉西宮後橋下流端

基点第九号 津山市奥津川森林基幹道因美線首つり谷下津川山林道八六林班
一 小班終点に設置した標識

基点第一〇号 津山市志戸部二二二一三番地地先志戸部橋下流端

基点第一号 津山市上横野奥谷瀧谷一の谷下流砂防堰堤下流端

基点第一二号 津山市上横野奥谷黒岩谷砂防堰堤下流端

基点第一三号 津山市西田辺小影橋下流端

5 基点第一四号 津山市上田邑大沢尻橋下流端

基点第一五号 久米郡美咲町原田加美橋下流端

基点第一六号 久米郡美咲町打穴上有藤末光口井堰下流端

基点第一七号 津山市油木北宮前橋下流端

基点第一八号 苦田郡鏡野町越畑国有林入口コンクリート橋右岸橋基上流端

基点第一九号 苦田郡鏡野町貞永寺前橋下流端

基点第二〇号 苦田郡鏡野町上森原東渡橋下流端

基点第二一号 苦田郡鏡野町中谷林道古見谷口橋下流端

基点第二二号 苦田郡鏡野町高山平松橋下流端

基点第二三号 津山市宮部上中仙道上五輪塔下橋下流端

基点第二四号 津山市坪井上政友国道一八一号政友橋下流端

基点第二五号 苦田郡鏡野町久田下原吉井川右岸揚水小屋南端

基点第二六号 苦田郡鏡野町久田下原旧国道一七九号線上旧鏡野町、旧奥津町界に設置した標識

基点第二七号 津山市加茂町下津川津川橋下流端右岸基部に設置した標識

5 制限又は条件

(1) やな漁業の操業場所は一箇所以内とする。

(2) 魚せきき漁業の操業場所は三箇所以内とする。

(3) やな漁業の操業場所は一箇所以内とする。
せきせん漁業の操業場所は一箇所以内とする。

二 関係地区

津山市、苦田郡鏡野町、久米郡美咲町（旧中丸町、旧櫛原町）及び勝田

郡勝央町

三 免許予定期日 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| (1) | あゆ漁業 |
| (2) | あまご、にじます漁業 |
| (3) | こい、うなぎ、はえ漁業 |
| 4 | 六月一日から十二月三十一日まで |
| 3 | 三月一日から十二月三十一日まで |
| 2 | 一月一日から八月三十一日まで |
| 1 | 漁場の位置 津山市加茂町及び阿波地内 |
| | 見川の区域 |
| | 点の位置 |
| | 基点第一号 津山市加茂町下津川津川橋下流端右岸基部に設置した標識 |
| | 基点第二号 津山市吉見字八代高屋線鉄塔下に設置した標識 |
| | 基点第三号 津山市加茂町知和舟山川砂防ダム下流端 |
| | 基点第四号 津山市加茂町物見川新橋下流端 |
| | 基点第五号 津山市阿波尾所基幹林道尾所橋下流端 |
| | 基点第六号 津山市阿波大高下落合川酸漿ヶ鳴橋下流端 |
| | 基点第七号 津山市阿波大杉上八本谷鱈返り橋下流端 |
| | 基点第八号 津山市加茂町青柳西谷大日如来石碑横土橋下流端 |
| | 基点第九号 津山市加茂町行重大橋下流端 |
| | 基点第一〇号 津山市加茂町原口六六三一一番地原口上集会所前原口上橋下流端 |
| | 端 |
| | 基点第一号 津山市加茂町宇野一二四一一番地地先コンクリート橋下流端 |
| | 基点第十二号 津山市加茂町宇野堂ヶ原林道坪谷線十九伸会記念碑前上橋下流端 |
| | 基点第一三号 津山市加茂町倉見五輪原大根洗果場入口橋下流端 |

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- | | | | |
|--|--|-------------------|---------------------------------------|
| 基点第一四号 | 津山市加茂町倉見字白川一八八一五一地先林道大方線一号橋下流 | 基点第一五号 | 津山市加茂町倉見字白川一八八一五一地先林道大方線一号橋下流 |
| 基点第一六号 | 津山市加茂町倉見字水目七三一一地先林道線コンクリート一
号橋下流端 | 基点第一九号 | 津山市加茂町倉見庄原川と白川谷川との合流点上流庄原川に設
置した標識 |
| 基点第一七号 | 津山市加茂町倉見六二林道林班支線一号橋下流端 | 基点第一八号 | 津山市加茂町倉見根知山林道第一号橋下流端 |
| 三 | 津山市加茂町倉見庄原川と白川谷川との合流点上流庄原川に設
置した標識 | 四 | 津山市加茂町倉見庄原川と白川谷川との合流点上流庄原川に設
置した標識 |
| 免許又は条件 やな漁業の操業場所は一箇所以内とする。 | 免許又は条件 やな漁業の操業場所は一箇所以内とする。 | 免許予定期間 平成二十六年一月一日 | 免許予定期間 平成二十六年一月一日 |
| 関係地区 津山市加茂町及び阿波 | 関係地区 津山市加茂町及び阿波 | 申請期間 告示の日から百二十日間 | 申請期間 告示の日から百二十日間 |
| 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで | 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで | 免許番号 内共第五号 | 免許番号 内共第五号 |
| 第五種共同漁業 | 第五種共同漁業 | 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 | 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 |
| (1) あゆ漁業 | (1) あゆ漁業 | (2) あまご漁業 | (2) あまご漁業 |
| 三月一日から八月三十一日まで | 三月一日から八月三十一日まで | 一月一日から十二月三十一日まで | 一月一日から十二月三十一日まで |
| (3) うなぎ、はえ漁業 | (3) うなぎ、はえ漁業 | | |
| 漁場の位置 告田郡鏡野町（旧奥津町）地内 | 漁場の位置 告田郡鏡野町（旧奥津町）地内 | | |
| 第五号を結んだ直線と基点第三号、第六号、第七号、第八号、第九号、
第一〇号、第一一号及び基点第一二号の各基点から下流の吉井川、箱
川、羽出西谷川、羽出川、曲谷川、養野川、東養野川、伊木谷川及び | 第五号を結んだ直線と基点第三号、第六号、第七号、第八号、第九号、
第一〇号、第一一号及び基点第一二号の各基点から下流の吉井川、箱
川、羽出西谷川、羽出川、曲谷川、養野川、東養野川、伊木谷川及び | | |

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

若曾川の区域

点の位置

基点第一号 苫田郡鏡野町久田下原吉井川右岸揚水小屋南端

基点第二号 苫田郡鏡野町久田下原旧国道一七九号線上旧鏡野町、旧奥津町界

に設置した標識

基点第三号 苫田郡鏡野町箱三二七番地前の橋下流端

基点第四号

苫田郡鏡野町阿曽旧村界石柱

基点第五号

苫田郡鏡野町阿曽大釣山上大岩

基点第六号

苫田郡鏡野町羽出西谷山の神橋下流端

基点第七号

苫田郡鏡野町羽出泉源旧奥津町、旧上齋原村界森林公園入口前坊

基点第八号

苫田郡鏡野町阿曽大釣山上大岩

基点第九号

苫田郡鏡野町上養野新茶屋橋下流端

基点第十号

苫田郡鏡野町東養野道加茂奥津線と町道靴掛線との合流点橋下流端

基点第十一号

苫田郡鏡野町羽出基幹林道美作北二号線と曲谷川との合流点橋下流端

基点第十二号

苫田郡鏡野町羽出西谷若曾川一五四八一一五番地前の橋下流端

制限又は条件 やな漁業の操業場所は二箇所以内とする。

二 関係地区 苫田郡鏡野町(旧久田村、旧泉村、旧羽出村)

三 免許予定期 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

(1) あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

あまご漁業

三月一日から八月三十一日まで

こい漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 苫田郡鏡野町(旧奥津町、旧上齋原村)地内

漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第一号と基点第二号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一三号、第一六号、第一七号及び基点第一八号の各基点から下流の

吉井川、福見川、尾路川、土路江川、三ツ子原川、上の寺川、湯の谷

川、人形仙川、木路川、赤和瀬川、中津河川、遠藤川、恩原川、宮ヶ

谷川及び恩原貯水池の区域

点の位置

基点第一号 苫田郡鏡野町阿曽旧村界石柱

基点第二号 苫田郡鏡野町阿曽大釣山上大岩

基点第三号 苫田郡鏡野町奥津福見三乃渡橋下流端

基点第四号 苫田郡鏡野町奥津尾路尾路橋下流端

基点第五号 苫田郡鏡野町奥津川西細田細田牧場跡入口土橋下流端

基点第六号 苫田郡鏡野町下齋原三ツ子原三ツ子原林道六号橋下流端

基点第七号 苫田郡鏡野町上齋原寺ヶ原三ヶ上登山コース入口看板前土橋下流端

基点第八号 苫田郡鏡野町上齋原人形仙川砂防堰堤(治山谷止工、昭和四十八年建設)下流端

基点第九号 苫田郡鏡野町上齋原字木路木路川砂防堰堤下流端

基点第一〇号 苫田郡鏡野町上齋原赤和瀬奥赤和瀬林道終点赤和瀬川左岸に設置した標識(筆境標準)

基点第一二号 苫田郡鏡野町上齋原赤和瀬奥赤和瀬川右岸に設置した標識(筆境標準)

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- 基点第一三号 呉田郡鏡野町上齋原中津河サブ谷林道三国ヶ仙一八五四一一
地先砂防堰堤（治山谷止工、昭和五十八年建設）下流端
- 基点第一四号 呉田郡鏡野町上齋原遠藤杉天然母樹園北合流点遠藤川左流右岸
に設置した標識
- 基点第五号 呉田郡鏡野町上齋原遠藤杉天然母樹園北合流点遠藤川左流左岸
に設置した標識
- 基点第六号 呉田郡鏡野町上齋原遠藤林道二ツ子原線基点地先の橋下流端
- 基点第七号 呉田郡鏡野町上齋原恩原山二〇三五一四五地先林道恩原線下水
路トンネル下流端
- 基点第八号 呉田郡鏡野町上齋原宮ヶ谷二一五二地先宮ヶ谷三号橋下流端
制限又は条件 長ぶくろ網漁業の操業場所は一箇所以内とする。
- 二 関係地区 呉田郡鏡野町（旧奥津町、旧上齋原村）
- 三 免許予定期 平成二十六年一月一日
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 内共第七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 第五種共同漁業
- (1) あゆ漁業
- 六月一日から十二月三十一日まで
- (2) うなぎ、こい、みな、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 岡山市、加賀郡吉備中央町及び久米郡久米南町地内
- 4 漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号
及び基点第一号の各基点から下流の旭川、宇甘川、桜川、田地子川、長谷川、中田川、小玉川、誕生寺川及び滻谷川の区域
- 点の位置

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- 基点第一号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流端
- 基点第二号 加賀郡吉備中央町湯山旧御津郡加茂川町、旧上房郡賀陽町界砂防堰堤下流端
- 基点第三号 岡山市北区建部町桜天神橋下流端
- 基点第四号 岡山市北区建部町田地子ほたる橋下流端
- 基点第五号 岡山市北区建部町太田中吹込橋下流端
- 基点第六号 岡山市北区建部町品田貫掛橋下流端
- 基点第七号 久米郡久米南町上松大熊上橋下流端
- 基点第八号 久米郡久米南町里方誕生寺山沖橋下流端
- 基点第九号 岡山市北区建部町角石谷松谷橋下流端
- 基点第一〇号 岡山市北区建部町鶴田旭川ダム第一堰堤下流端
- 基点第一一号 岡山市北区小橋町小橋東詰下流端
- 5 制限又は条件
- 一 免許の内容となるべき事項
- (1) 魚ぜき漁業の操業場所は、九箇所以内とする。
- (2) 長ぶくろ網漁業の操業場所は、岡山市北区三野六丁桶付近の一箇所以内とする。
- 二 関係地区 岡山市、加賀郡吉備中央町（旧加茂川町）及び久米郡久米南町
- 三 免許予定期 平成二十六年一月一日
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 内共第八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 第五種共同漁業
- (1) あゆ漁業
- 六月一日から十二月三十一日まで
- (2) あまさごにじます漁業
三月一日から八月三十一日まで
- (3) うなぎ、こい、みな、はえ漁業
一月一日から十二月三十一日まで

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

3

漁場の位置 加賀郡吉備中央町、岡山市北区建部町、久米郡美咲町（旧旭町）、真

庭市、真庭郡新庄村及び苦田郡鏡野町（旧富村）地内

4

漁場の区域 基点第一号から上流、基点第二号と基点第三号を結んだ直線と

基点第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第一二号、第一三号、第一四号、第一五号、第一六号、第一七号、第一八号、第一九号及び基点第二〇号の各

号、第一六号、第一七号、第一八号、第一九号及び基点第二〇号の各

基点から下流の旭川、備中川、月田川、首尾川、茅見川、戸嶋川、新

庄川、土用川、野土路川、浦手川、目木川、正石谷川、白賀川、余川、

立尾川、兼秀川、山生川、下谷川、寺谷川及び神庭川の区域

点の位置

基点第一号 岡山市北区建部町鶴田旭川ダム第一堰堤上流端

基点第二号 真庭市一色美川橋下流端

基点第三号 真庭市清谷字正原月田川と県道新見勝山線との交差下流端

基点第四号 真庭市古呂々尾中首尾川と井田川との合流点下砂防堰堤下流端

基点第五号 真庭郡新庄村茅見茅見川砂防堰堤下流端

基点第六号 真庭郡新庄村戸嶋戸嶋川砂防堰堤下流端

基点第七号 真庭郡新庄村戸嶋戸嶋川砂防堰堤下流端

基点第八号 真庭郡新庄村土用土用橋下流端

基点第九号 真庭郡新庄村戸嶋戸嶋川砂防堰堤下流端

基点第一〇号 真庭郡新庄村浦手宮座橋下流端

基点第一一号 告田郡鏡野町富東谷字出合木本川第一砂防堰堤下流端

基点第一二号 告田郡鏡野町富東谷字梨子木原正石谷川砂防堰堤下流端

基点第一三号 告田郡鏡野町富西谷字松山不溜の滝下流端

基点第一四号 告田郡鏡野町富西谷字下高下余川上杉橋下流端

基点第一五号 告田郡鏡野町富西谷字立尾砂防堰堤下流端

基点第一六号 告田郡鏡野町富西谷字古川坂口橋下流端

基点第一七号 真庭市桜西字ヤビツ一八五六一三地先砂防ダム下流端

基点第一八号 真庭市山久世字藤並林道山久世線下谷川砂防堰堤下流端

基点第一九号 真庭市山久世字寺谷林道寺谷線と番原線との分歧点下流砂防堰

堤下流端

基点第一〇号 真庭市神庭神庭の滝下流端

基点第二号 真庭市山久世字阿地二七六二番地に設置した標識

基点第二号 真庭市仲間字塙一二番地の一地先に設置した標識

5 制限又は条件

(1) やな漁業の操業場所は四箇所以内とする。

(2) 魚せき漁業、枠待漁業及び堰釜漁業の操業箇所は合計十箇所以内とする。

二 関係地区

加賀郡吉備中央町、岡山市北区建部町、久米郡美咲町（旧旭町）、真庭市、

真庭郡新庄村及び苦田郡鏡野町（旧富村）

三 免許予定日

平成二十六年一月一日

四 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間

告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

3 あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(2) あまい、にじます漁業

三月一日から八月三十一日まで

(3) うなぎ、こい、はえ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

4 漁場の区域

真庭市（旧湯原町、旧美廿村鉄山、黒山）地内

点第二号を結んだ直線と基点第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第一二号、第一三号、第一四号、第一五号、第一六号、第一七号、第一八号、第一九号、第二〇号及び基点第二三号から下流の旭川、大庭皿川、三坂川、釣貫川、

福井川、山根川、鉄山川、羽部川、社川、竹の花川、古屋川、白根川、羽根川、種川、小茅川、大杉川、栗谷川、藤森川、深谷川、黒田川

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

及び湯原湖の区域

点の位置

- 基点第一号 真庭市仲間字堺二二番地の一地先に設置した標識
基点第二号 真庭市山久世字阿地二七六二番地に設置した標識
基点第三号 真庭市仲間字日の谷大庭皿川龍頭の滝下流端
基点第四号 真庭市山久世字阿地二七六二番地に設置した標識
基点第五号 真庭市釣賀小川字三坂山五〇一砂防堰堤下流端
基点第六号 真庭市仲間字日の谷大庭皿川龍頭の滝下流端
基点第七号 真庭市見明戸一九二九一六四地先山根川下滝下流端
基点第八号 真庭市鉄山字駄床鐵山川と城谷川との合流点下流橋下流端
基点第九号 真庭市轟榮四六番地地先羽部川砂防堰堤下流端
基点第一〇号 真庭市社馬渡一級河川旭川標柱
基点第一一号 真庭市社竹の花川次郎ヶ淵下流端
基点第一二号 真庭市田羽根字古屋不動滝下流端
基点第一三号 真庭市田羽根字白根白根橋上流砂防ダム下流端
基点第一四号 真庭市田羽根字隠谷不動滝下流端
基点第一五号 真庭市種種川イヤ谷橋下流端
基点第一六号 真庭市栗谷八八九番地地先小茅川堰堤下流端
基点第一七号 真庭市栗谷字大杉八一六番地地先の橋下流端
基点第一八号 真庭市栗谷字杉成一一五番地地先コンクリート橋下流端
基点第一九号 真庭市藤森二五九一四地先藤森川と旧県道中福田湯原線との交差点橋下流端
差点橋下流端
基点第二〇号 真庭市黒杭深谷五六七一三地先二号橋下流端
基点第二一号 真庭市蒜山初和一〇番の一(熊居峠口)に設置した標識
基点第二二号 真庭市小童谷二四五の一番地(神原突端)に設置した標識
基点第二三号 真庭市黒田黒田川と市道中谷線との交差点橋下流端
二 関係地区 真庭市(旧湯原町、旧美甘村黒田、鉢山)
三 免許予定日 平成二十六年一月一日
四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
五 申請期間 告示の日から百二十日間

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 内共第一〇号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業

(1) あゆ漁業
第五種共同漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(2) あまご漁業
第五種共同漁業

三月一日から八月三十一日まで
一月一日から十二月三十一日まで

(3) うなぎ、こい、はえ、にじます漁業
第五種共同漁業

漁場の位置 真庭市小童谷及び真庭市蒜山地内

4 漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第十二号、第十三号、第十四号、第一五号、第一六号、第一七号、第十八号及び基点第一九号の各基点から下流の旭川、植杉川、山乘川、津黒川、下和川、高松川、宮城川、三谷川、井川、中谷川、玉田川、湯船川、明連川、苗代川、内海谷川、白髮川、浪世川及び田部川の区域

点の位置

- 基点第一号 真庭市蒜山初和一〇番の一(熊居峠口)に設置した標識
基点第二号 真庭市小童谷二四五の一番地(神原突端)に設置した標識
基点第三号 真庭市蒜山下和津黒林道美作北二号線二号橋(津黒橋)下流端
基点第四号 真庭市蒜山下和不動滝滝壺下流端
基点第五号 真庭市蒜山下和津黒林道美作北二号線二号橋(津黒橋)下流端
基点第六号 真庭市蒜山吉田浜子橋下流端
基点第七号 真庭市蒜山下長田市道東線晚沢橋下流端
基点第八号 真庭市蒜山上長田旧国道三二号線宮城橋下流端
基点第九号 真庭市蒜山上長田県道蒜山高原線びんぐし橋下流端
基点第一〇号 真庭市蒜山下福田塙釜冷泉下流端

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

基点第一号	真庭市蒜山富掛田旧県道蒜山高原線中谷第一橋下流端
基点第二号	真庭市蒜山中福田下旧県道中和用瀬江府線玉田橋下流端
基点第三号	真庭市蒜山湯船六二六番地地先砂防堰堤下流端
基点第四号	真庭市蒜山下徳山明連川砂防堰堤下流端
基点第五号	真庭市蒜山下徳山市道川上二号線苗代三号橋下流端
基点第六号	真庭市蒜山上徳山七八〇鳥取大学農学部フィールドサイエンスセンターケン山の森上流県道江府中和用瀬線橋下流端
基点第七号	真庭市蒜山下徳山白髪橋下流端
基点第八号	真庭市蒜山本茅部中別所熊谷橋下流端
基点第九号	真庭市蒜山西茅部田部橋下流端
二 関係地区	真庭市蒜山
三 免許予定日	平成二十六年一月一日
四 存続期間	平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
五 申請期間	告示の日から百二十日間
一 免許の内容となるべき事項	
1 免許番号	内共第一一号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
(1) あゆ漁業	
3 漁場の位置	倉敷市、総社市、高梁市及び加賀郡吉備中央町地内
4 漁場の区域	基点第一号と基点第六号を結んだ直線から上流、基点第六号と点ア、基点第一〇号と基点第一一号を結んだ各直線、基点第一三号、基点第一四号及び基点第一五号の各点を順次結んだ二直線と基点第一号、第三号、第四号、第五号、第七号、第八号、第九号及び基点第一二号の各基点から下流の高梁川、小田川、落合川、横谷川、日羽谷川、成羽川、佐与谷川、河戸川、有漢川、佐伏川及び津々川の区域

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

点の位置	
基点第一号	倉敷市玉島上成防潮堤下流端東詰に設置した標識
基点第二号	倉敷市真備町川辺矢形橋下流端
基点第三号	倉敷市真備町川辺矢形橋下流端
基点第四号	加賀郡吉備中央町坦谷豪渓砂防堰堤下流端
基点第五号	総社市日羽添谷橋下流端
基点第六号	高梁市落合町阿部中曾畠高梁川右岸と成羽川左岸との合流点南東端に設置した標識
基点第七号	高梁市津川町今津佐与谷県道三一号線上市界標識
基点第八号	高梁市高倉町飯部高谷橋下流端
基点第九号	高梁市有漢町土居若井子橋下流端
基点第一〇号	高梁市中井町西方羽代羽代橋佐伏川右岸上流端
基点第一一号	高梁市中井町西方羽代佐伏川左岸と津々川右岸との合流点護岸突端
基点第十二号	高梁市中井町西方鍛冶屋湯田橋下流端
基点第十三号	高梁市高倉町飯部清水石荷出橋中央線
基点第一四号	高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋（中井川橋梁）南から第四橋脚下流端
基点第一五号	高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋（中井川橋梁）北基部下流端
基点第一六号	倉敷市玉島上成防潮堤下流端西詰に設置した標識
点ア	基点第六号から高梁市玉川町上神崎送電鉄塔見通し線と成羽川右岸との交差点
(3)(2)(1)	魚ざき漁業の操業場所は二十五箇所以内とする。 瀬張網漁業の操業場所は六箇所以内とする。 せきせん漁業の操業場所は三箇所以内とする。 せきせん漁業の操業場所は三箇所以内とする。
二 関係地区	倉敷市、総社市及び高梁市（成羽町、川上町、備中町を除く。）
三 免許予定日	平成二十六年一月一日
四 存続期間	平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

五 申請期間 告示の日から百二十日間

- 一 免許の内容となるべき事項

2 免許番号 内共第一二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

(1) あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(2) うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市真備町、小田郡矢掛町、笠岡市及び井原市地内

4 漁場の区域 基点第一号から上流、基点第七号と基点第八号を結んだ直線と基点第二号、第三号、第四号、第五号及び基点第六号の各基点から下流の
小田川、美山川、星田川、尾坂川、稻木川及び雄神川の区域

点の位置

基点第一号 倉敷市真備町川辺矢形橋下流端

基点第二号 小田郡矢掛町上高末鬼ヶ岳ダム堰堤下流端

基点第三号 井原市美星町黒木第二星田ダム下流星田川橋下流端

基点第四号 笠岡市山口新山橋下流端

基点第五号 井原市西江原町加戸境橋下流端

基点第六号 井原市岩倉町岩倉二号橋下流端

基点第七号 井原市井原町長川三三四番地旧井原市、旧芳井町界小田川左岸に設置した標識

基点第八号 井原市井原町長川三三四番地旧井原市、旧芳井町界小田川右岸に設置した標識

二 関係地区 倉敷市真備町、小田郡矢掛町、笠岡市及び井原市（芳井町を除く。）

三 免許予定期 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 訴訟期間 告示の日から百二十日間

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 内共第一三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業

(1) あゆ漁業

3 漁場の位置 井原市芳井町地内

4 漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第三号と基点第四号を結んだ直線及び基点第五号から下流の小田川及び鳴川の区域

5 点の位置

基点第一号 井原市芳井町梶江一一番地旧芳井町、旧芳井町界小田川左岸に設置した標識

基点第二号 井原市芳井町梶江八一九番地旧芳井町、旧芳井町界小田川右岸に設置した標識

基点第三号 井原市芳井町川相九二二番地広島県界小田川左岸に設置した標識

基点第四号 井原市芳井町川相八五七番地広島県界小田川右岸に設置した標識

基点第五号 井原市芳井町上鳴八〇七番地砂防堰堤下流端

二 関係地区 井原市芳井町

三 免許予定期 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第一四号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業

(1) あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

うなぎ、こい、はえ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

一 免許の内容となるべき事項

- (2) あまご漁業
三月一日から八月三十一日まで
うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町及び落合町地内
漁場の区域 基点第一号から点アを結んだ直線から上流、基点第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号及び基点第八号の各基点から下流の点の位置 成羽川、日名川、福地川、島木川、領家川、三沢川及び布瀬川の区域
- 4 基点第一号 高梁市落合町阿部中曾畠高梁川右岸と成羽川左岸との合流点南東端に設置した標識
基点第二号 高梁市落合町福地矢名出橋下井堰下流端
基点第三号 高梁市成羽町下日名二一一四地先井堰下流端
基点第四号 高梁市成羽町成羽明治橋下流端
基点第五号 高梁市川上町地頭小社森城址東井堰下流端
基点第六号 高梁市川上町地頭南橋下流端
基点第七号 高梁市備中町布瀬磐窟谷御舎利淵の上流端
基点第八号 高梁市備中町長屋黒鳥調整池堰堤下流端
点ア 基点第一号から高梁市玉川町上神崎送電鉄塔見通し線と成羽川右岸との交差点

- 5 制限又は条件
(1) 長谷川網漁業の操業場所は五箇所以内とする。
(2) 魚ざき漁業の操業場所は八箇所以内とする。
(3) やな漁業の操業場所は二箇所以内とする。
- 2 1 免許番号 内共第一五号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業
(1) あゆ漁業
六月一日から十二月三十一日まで
うなぎ、こい、はえ、もくずがに、すっぽん漁業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 高梁市成羽町及び備中町地内
漁場の区域 基点第一号から上流、基点第二号、第三号、第四号、第五号及び基点第六号の各基点から下流の成羽川、長谷川、前谷川、大地川、後谷川及び坂本川の区域
- 4 基点第一号 高梁市備中町長屋黒鳥調整池堰堤上流端
基点第二号 高梁市備中町布賀半ヶ谷四九二七の一地先大地川井堰下流端
基点第三号 高梁市川上町高山市日向一四六八穴門橋下流端
基点第四号 高梁市備中町布賀四一九五地先井堰下流端
基点第五号 高梁市備中町東油野田原調整池堰堤下流端
基点第六号 高梁市成羽町中野四六〇四一五地先井堰下流端
点の位置
(1) 黒鳥調整池湛水区域のうち、田原発電所放水口付近の調整池用地内及び水面には立ち入らないこと。
(2) 黒鳥調整池の維持管理のために行われる行為については、従わなければならぬ
い。
- 二 関係地区 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町神崎及び落合町（近似を除く。）
三 免許予定日 平成二十六年一月一日
四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
五 申請期間 告示の日から百二十日間

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

一 免許の内容となるべき事項

免許番号 内共第一六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業

第五種共同漁業

3 こい、あな漁業

4 1月一日から十二月三十一日まで

5 漁場の位置 高梁市備中町地内

6 漁場の区域 基点第二号から上流、基点第二号、点ア、点イ及び基点第三号の各点を順次結んだ直線から下流の新成羽川ダムの区域

7 点の位置

8 基点第一号 高梁市備中町西油野新成羽川ダム堰堤上流端

9 基点第二号 新成羽川ダム左岸高梁市備中町西山岡山・広島県境標柱

10 基点第三号 新成羽川ダム右岸高梁市備中町平川岡山・広島県境に設置した標識

11 点ア 基点第二号から真方位二二二度四五分見通し線上成羽川の二分の一の点

12 一の点

13 点イ 基点第三号から真方位二六八度見通し線上成羽川の二分の一の点

14 制限又は条件

15 (1) 新成羽川ダム堰堤から上流一〇〇メートル(左岸備中町西油野三六二〇番地、右岸備中町平川三六四〇番地)内の浮遊物流下防止の網設置箇所までの貯水池用地内及び水面には立ち入らないこと。

16 (2) 新成羽川ダムの維持管理のために行われる行為については、従わなければならぬ。

17 二 関係地区 高梁市成羽町、備中町、川上町、玉川町神崎及び落合町(近似を除く。)

18 三 免許予定期 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

19 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

20 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

免許番号 内共第一七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第五種共同漁業

3 あゆ漁業

4 3月一日から八月三十一日まで

5 6月一日から十二月三十一日まで

6 うなぎ、こい、あな、はえ、わかさぎ、にじます漁業

7 1月一日から十二月三十一日まで

8 漁場の区域 基点第一号、第二号及び基点第三五号の各点を順次結んだ直線から上流、基点第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一号、第一二号、第一三号、第一四号、第一五号、第一六号、第一七号、第一八号、第一九号、第二〇号、第二二号、第二三号、第二四号、第二五号、第二六号、第二七号、第二八号、第二九号、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号及び基点第三四号の各点から下流の高梁川、大沙利谷川、田津川、本郷川、城谷川、宮河内川、神代川、三光川、千子川、下谷川、竹の下川、油野川、弥平田川、青笠川、三室川、吉田川、高瀬川、三ヶ市川、三坂川、西川、高尾谷川、代城川、別所川、実谷川、井原川、大烟川、熊谷川、小坂部川、伏谷川、大井野川、つづら川、古谷川、大津川及び川面川の区域

9 点の位置

10 基点第一号 高梁市高倉町飯部清水石荷出橋中央線

11 基点第二号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋(中井川橋梁)南から第四橋脚下流端

12 基点第三号 新見市唐松新見漁協第一養魚場下の橋下流端

13 基点第四号 新見市哲多町蚊家新友行橋下流端

14 基点第五号 新見市哲多町本郷城谷川砂防堰堤下流端

15 基点第六号 新見市哲多町本郷城谷川砂防堰堤下流端

16 基点第七号 新見市哲多町宮河内新行橋下流端

一 免許の内容となるべき事項

免許番号 内共第一七号

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

基点第八号 新見市哲西町矢田真根木橋下流端
 基点第一〇号 新見市哲西町上神代日長谷砂防堰堤下流端
 基点第一一号 新見市哲西町上神代六五〇番地前橋下流端
 基点第二号 新見市哲西町上神代下谷川と釜谷川の合流点下の橋下流端
 基点第三号 新見市神郷下神代下谷川と釜谷川の合流点下の橋下流端
 基点第四号 新見市神郷油野二郷谷一号橋下流端
 基点第五号 新見市神郷油野三九二九番地先旧金田養魚場上の橋下流端
 基点第六号 新見市神郷下油野吉田一号橋下流端
 基点第九号 新見市神郷上油野青笹二号橋下流端
 基点第十七号 新見市神郷釜村高瀬川ダム堰堤下流端
 基点第十八号 新見市神郷釜村新見市立神郷北小学校前の橋下流端
 基点第十九号 新見市神郷釜村三坂三坂川砂防堰堤下流端
 基点第二〇号 新見市高尾高尾谷川砂防堰堤下流端
 基点第二一号 新見市千屋門長橋下流堰堤下流端
 基点第二二号 新見市管生別所鳴瀧滝壺下流端
 基点第二三号 新見市千屋美大谷砂防堰堤下流端
 基点第二四号 新見市千屋花見高梁川と国道一八〇号線との交差点下流端
 基点第二六号 新見市上熊谷大石大石橋下流端
 基点第二七号 新見市管生西谷篠橋下流端
 基点第二八号 新見市大佐大井野大根橋下流端
 基点第二九号 新見市大佐大井野伏谷二一七五番地前橋下流端（伏谷橋より四
 つ上流の橋）
 基点第三〇号 新見市大佐大井野大谷阿劍橋下流端
 基点第三一号 新見市大佐上刑部一九八四番地前づら畑井堰下流端
 基点第三二号 新見市大佐上刑部古谷砂防堰堤下流端
 基点第三三号 新見市大佐上刑部重村橋（大佐町上刑部簡易水道浄化場下橋）
 下流端
 基点第三四号 新見市管生上流摺臼原橋下流端
 基点第三五号 高梁市中井町西方伯備線佐伏川鉄橋（中井川橋梁）北基部下流端

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- 5 制限又は条件 端
- (1) 長ぶくろ網漁業の操業場所は十三箇所以内とする。
 (2) 魚せき漁業の操業場所は六箇所以内とする。
- (3) 桦待漁業の操業場所は五箇所以内とする。
- (4) 河本ダムの維持管理のために行われる行為については、従わなければならない。
 (5) 小阪部川ダムからの必要な農業用水の取水及びダムの維持管理のため行われる行為については、従わなければならない。
- 一 免許予定日 平成二十六年一月一日
- 二 関係地区 新見市
- 三 免許申請期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十一月三十一日まで
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十一月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 内共第一八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 第五種共同漁業

(1) あゆ漁業

六月一日から十二月三十一日まで

(2) あまご漁業

三月一日から八月三十一日まで

(3) にじます漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 高梁市及び新見市地内

4 漁場の区域 基点第一号と基点第二号を結んだ直線から上流、基点第三号から下流の佐伏川の区域

点の位置

基点第一号 高梁市中井町西方羽代羽代橋佐伏川右岸上流端

基点第二号 高梁市中井町西方羽代佐伏川左岸と津々川右岸との合流点護岸突端

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

基点第三号 新見市豊永赤馬字横溝奇の橋下流端

二 関係地区 新見市

三 免許予定日 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

うなぎ、こい、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業

1月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市中区沖元、岡山市東区升田、光津及び政津地内

4 漁場の区域 基点第一号及び基点第二号から下流、大手海岸堤防から上流の二番

海岸堤防から上流の砂川及び百間川の区域

点の位置

基点第一号 岡山市東区政津砂川堰下流端

基点第二号 岡山市中区海吉宇福吉百間川右岸電力鉄塔

基点第三号 岡山市東区野町字浜百間川左岸電力鉄塔

5 制限又は条件

(1) 百間川改修工事に対しては、異議を申し立ててはならない。

百間川河口水門の維持管理に支障を与えてはならない。

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

第五種共同漁業

うなぎ、こい、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業

1月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域 基点第一号及び基点第二号から下流、大手海岸堤防から上流の二番

川及び四番川の区域

点の位置

基点第一号 岡山市中区桑野三〇七番地地先西天瀬橋下流端

基点第二号 岡山市中区藤崎主要地方道岡山玉野線新開橋下流端

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十六年一月一日

四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 内共第二一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業

うなぎ、こい、ふな、なまず、もろこ、てながえび漁業

1月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市、玉野市及び倉敷市地内

4 漁場の区域 児島湖堰堤から上流、基点第一号、第二号及び基点第二号から下流

の児島湖、倉敷川、足守川及び笹ヶ瀬川の区域

点の位置

基点第一号 倉敷市藤戸町藤戸盛綱橋下流端

基点第二号 岡山市南区古新田引舟橋下流端

基点第二号 岡山市北区白石山陽本線笹ヶ瀬川鉄橋（白石川橋梁）下流端

5 制限又は条件

(1) 国において施行する児島湾沿岸農業水利事業及び児島湾干拓事業並びにその維持管理についてはこれを拒んではならない。

1 免許番号 内共第二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- (2) 国又は県若しくは児島湾土地改良区及び七区土地改良区がその正当な権限に基づいて施行する干拓工事及び水利調整事業については、異議を申し立ててはならない。
- 二 関係地区 岡山市、玉野市及び倉敷市
- 三 免許予定日 平成二十六年一月一日
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 内共第二二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第5種共同漁業
うなぎ、こい、ひな、なます、もろこ、てながえび漁業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 玉野市及び岡山市地内
- 4 漁場の区域 児島湾干拓七区貯水池緒切堤防より上流、基点第一号から下流の七区貯水池及び鴨川の区域
- 5 基点第一号 玉野市稚ヶ原字野線鴨川鉄橋（秀天川橋梁）下流端
- 制限又は条件
- (1) 国営児島湾沿岸農業水利事業及び児島湾干拓事業並びにその維持管理によって生じた損害については、異議を申し立ててはならない。
- (2) 国又は県若しくは児島湾土地改良区及び七区土地改良区がその正当な権限に基づいて施行する干拓及び水利調整事業については、異議を申し立ててはならない。
- (3) 児島湾干拓入植者の経営規模拡大のために貯水池を干拓する事態が生じた場合は、異議を申し立ててはならない。
- (4) 児島湾干拓地区内瓦謹橋から東部の貯水池内には、桟橋及び係船場等の施設を設けてはならず、瓦謹橋から西部において施設を設けようとするときは、管理者の承認を得なければならない。
- (5) 児島湾干拓第五号権門は管理者の許可なくしては開閉できない。

平成25年4月16日 岡山県公報 号外

- (6) この条件制限に違反した場合は、管理者の申し出により権利の取消しに応じなければならない。
- 二 関係地区 玉野市、岡山市及び倉敷市
- 三 免許予定日 平成二十六年一月一日
- 四 存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間
- (7) この制限条件に違反した行為があつた場合、これに対して管理者が処置した費用は漁業権者の負担とする。